

# コンテンツ産業振興法

制定 2002.01.14 法律 第 6603 号	他法改正 2011.05.19 法律 第 10629 号
改正 2004.12.30 法律 第 7265 号	一部改正 2012.02.17 法律 第 11318 号
改正 2005.12.30 法律 第 7818 号	他法改正 2013.03.23 法律 第 11690 号
改正 2006.09.27 法律 第 7988 号	他法改正 2014.05.20 法律 第 12591 号
改正 2008.02.29 法律 第 8852 号	他法改正 2014.11.19 法律 第 12844 号
改正 2009.02.06 法律 第 9424 号	他法改正 2016.01.27 法律 第 13821 号
改正 2009.04.22 法律 第 9625 号	一部改正 2017.03.21 法律 第 14637 号
改正 2009.05.22 法律 第 9708 号	他法改正 2017.07.26 法律 第 14839 号
改正 2010.01.18 法律 第 9932 号	一部改正 2018.02.21 法律 第 15380 号
改正 2010.03.17 法律 第 10114 号	一部改正 2018.06.12 法律 第 15641 号
改正 2010.03.31 法律 第 10220 号	一部改正 2018.10.16 法律 第 15826 号
全部改正 2010.06.10 法律 第 10369 号	

## 第 1 章 総 則

**第 1 条(目的)** この法は、コンテンツ産業の振興に必要な事項を定めることによりコンテンツ産業の基盤を造成し、その競争力を強化し国民生活の向上と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

**第 2 条(定義)** ①この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “コンテンツ”とは、符号・文字・図形・色彩・音声・音響・イメージ及び映像等(これらの複合体を含む)の資料または情報をいう。であってその保存及び利用において、効用を高められるように電子的形態に 製作または処理されたことをいう。

2. “コンテンツ産業”とは、経済的付加価値を創出するコンテンツまたはこれを提供するサービス(これらの複合体を含む)の製作・流通・利用等と関連した産業をいう。

3. “コンテンツ制作”とは、創作・企画・開発・生産棟を通じてコンテンツを作ることを行い、これを電子的な形態に変換し、または処理することを含む。

4. “コンテンツ製作者”とは、コンテンツの製作において、その過程の全体を企画し責任を負う者(この者から適法にその地位を譲受した者を含む)をいう。

5. “コンテンツ事業者”とは、コンテンツの制作・流通等と関連された経済活動を営為する者をいう。

6. “利用者”とは、コンテンツ事業者が提供するコンテンツを利用する者をいう。

7. “技術的保護措置”とは、コンテンツ製作者の利益の侵害を効果的に防止するためにコンテンツに適用する技術または装置をいう。

②この法で使用する用語の意味は第1項で定めることを除いては「著作権法」で定めるところに従う。この場合、“著作物”は“コンテンツ”と見る。

**第3条(基本理念)** 政府は、次の各号で定める基本理念によってコンテンツ関連政策を推進する。

1. コンテンツ製作者の創意性が十分に発揮され、コンテンツに関する知識財産権が国内外で保護されることができるようになること
2. コンテンツの円滑な流通を通じて利用者をして幅広い文化を享有することができるようにすることにより国民の人生の質を向上させ福祉を増進させることができるようにすること
3. 多様なコンテンツ関連事業を創出し、これを効率化・高度化することにより国際競争力を強化してコンテンツ産業の持続的な発展が成り立つことができるようにすること

**第4条(施行計画)** ①この法は、コンテンツ産業振興に関し「文化産業振興基本法」に優先して適用する。

②コンテンツ制作者が「著作権法」の保護を受ける場合には、同じ法をこの法に優先して適用する。

**第5条(基本計画)** ①政府は、コンテンツ産業の基盤を造成しその競争力を強化するために3年ごとにコンテンツ産業の振興に関する中・長期基本計画(以下“基本計画”という。)を樹立しなければならない。

②基本計画は第7条によるコンテンツ産業振興委員会の審議を経て確定される。

③基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. コンテンツ産業振興のための施策の基本方向
2. コンテンツ産業の基盤造成に関する事項
3. コンテンツ産業の部門別振興施策に関する事項
4. コンテンツの標準化に関する事項
5. コンテンツ産業の公正競争環境の造成に関する事項
6. 利用者の権益保護に関する事項
7. コンテンツ関連産業間融合の進展に伴うコンテンツ制作に関する事項
8. コンテンツ産業振興のための財源確保及び配分に関する事項
9. コンテンツ産業振興のための制度改善に関する事項
10. コンテンツ産業と関連された中央行政機関の役割分担に関する事項
11. その他のコンテンツ産業の振興のために必要な事項

④基本計画の樹立・推進等に必要な事項は、大統領令で定める。

**第6条(施行計画)** ①コンテンツ産業と関連された中央行政機関の長は、基本計画により毎年所管別コンテンツ産業の振興のための施行計画(以下“施行計画”という。)を樹立しなければならない。

②施行計画は、第7条によるコンテンツ産業振興委員会の審議を経て確定される。

③文化体育観光部長官は、コンテンツ産業と関連して中央行政機関の長が樹立した施行計画を総合してコンテンツ産業振興委員会に提出しなければならない。

④施行計画の樹立・推進等に必要な事項は、大統領令で定める。

**第7条(コンテンツ産業振興委員会)** ①政府は、コンテンツ産業の振興に関する次の各号の事項を審議するために国務総理所属でコンテンツ産業振興委員会(以下“委員会”という。)を置く。

1. 基本計画及び施行計画の樹立・推進に関する事項
2. コンテンツ産業振興政策の総括・造成
3. コンテンツ産業振興政策の開発と諮問
4. コンテンツ産業の地域別特性化に関する事項
5. コンテンツ産業に対する重複規制調整に関する事項
6. その他の委員長がコンテンツ産業の振興のために必要であると認める事項

②委員会は、委員長1人を含んだ20人以内の委員で構成する。

③委員長は、国務総理がなり、委員は次の各号の者とする。

1. 企画財政部長官・教育部長官・科学技術情報通信部長官・国防部長官・行政安全部長官・文化体育観光部長官・産業通商資源部長官・保健福祉部長官・雇用労働部長官・国土交通部長官・放送通信委員会委員長・公正取引委員会委員長

2. コンテンツ産業に関する専門知識と経験が豊かな者の中で委員長が委嘱した者

④第3項第2号に伴う委員の任期は3年とし、1次に限り歴任することができる。

⑤委員会に幹事委員1人をおくが、幹事委員は文化体育観光部長官とする。

⑥第1項から第5項までで規定した事項以外に委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第8条(財源の確保)** ①政府は、コンテンツ産業の発展に必要な財源を設けるために努力しなければならない。

②政府は、「情報通信産業振興法」第41条による情報通信振興基金等でこの法に規定された事業の推進を支援することができる。

## 第2章 コンテンツ制作の活性化

**第9条(コンテンツ制作の活性化)** ①政府は、多様な分野と多様な形態のコンテンツが創作・流通・利用されることができる環境を造成しなければならず、コンテンツ制作者の創意性を高め競争力を強化するための施策を設けなければならない。

②政府は、コンテンツ制作者がコンテンツ制作に必要な資金を円滑かつ安定的に調達することができるように必要な施策を設けなければならない。

③関係中央行政機関の長は、大統領令で定めるところに従い第1項及び第2項により設けられた分野別・形態別コンテンツ制作の活性化施策を施行計画に反映しなければならない。

**第10条(知識財産権の保護)** ①政府は、社会的・経済的環境の変化によるコンテンツ利用方法の多様化に適切に対応してコンテンツの知識財産権保護施策を講じなければならない。

②政府は、コンテンツ制作者がこの法により保護されるコンテンツに対する技術的保護措置を開発することができるように支援するための施策を設けなければならない。

③コンテンツ事業者は、他人の知識財産権を侵害しないように必要な措置をしなければならない。

④文化体育観光部長官は、コンテンツの知識財産権を保護するために必要な場合、関連制度の改善及び運営の合理化等に関して、関係の中央行政機関の長に協力を要請することができる。

**第 11 条(公共情報の利用活性化)** ①国家、地方自治団体、その他大統領令で定める公共機関の長(以下“公共機関の長”という。)は、その公共機関が保有・管理する情報のうち「公共機関の情報公開に関する法律」第 9 条による非公開対象情報を除いた情報(以下“公共情報”という。)を公開する場合には、コンテンツ事業者をして該当情報をコンテンツ制作等に利用するようにすることができる。

②公共機関の長は、公共情報の利用を活性化するために大統領令で定めるところに従い公共情報に対する利用条件・方法を定めこれを公開しなければならない。

**第 12 条(融合コンテンツの活性化)** 政府は、コンテンツ産業とその他の産業間融合の進展に伴うコンテンツ技術の研究開発と多様なコンテンツの開発を促進するために必要な施策を樹立・施行しなければならない。

### 第 3 章 コンテンツ産業の基盤造成

**第 13 条(創業の活性化)** ①政府は、コンテンツ産業分野の創業促進と創業者の成長・発展のために創業支援計画を樹立・施行しなければならない。

②政府は、第 1 項の創業支援計画に従って投資等必要な支援をすることができる。

**第 14 条(専門人材の養成)** 政府は、コンテンツ産業の振興に必要な専門人材を養成するために努力しなければならない。

②政府は、コンテンツ専門人材を養成するために「高等教育法」第 2 条による学校、「平生教育法」第 33 条第 3 項により設置された遠隔大学形態の平生教育施設、「文化産業振興基本法」第 31 条による韓国コンテンツ振興院等を専門人材養成機関に指定して教育及び訓練を実施するようにことができ、これに必要な予算を支援することができる。

③第 2 項による専門人材養成機関の指定に必要な事項は、大統領令で定める。

**第 15 条(技術開発の促進)** ①政府は、コンテンツ産業に関する技術の開発を促進するために次の各号の事業を推進しなければならない。

1. 技術水準の調査及び技術の研究開発
2. 開発された技術の評価
3. 技術協力・技術移転等開発された技術の実用化
4. 技術情報の円滑な流通
5. その他技術開発のために必要な事業

②政府は、第 1 項による技術開発を効率的に推進するために必要なときには関連研究機関若しくは民間団体に第 1 項各号の事業を委託することができる。

③第2項により委託する業務の範囲、委託機関の選定方法及び手続き等に必要な事項は、大統領令で定める。

**第16条(標準化の推進)** ①文化体育観光部長官は、効率的なコンテンツ制作とコンテンツの品質向上、コンテンツ間互換性確保等のために関係中央行政機関の長との協議を経て次の各号の事業を推進し、関連事業者には制定された標準を告示して勧告することができる。この場合、コンテンツのデジタル化と関連された事項は科学技術情報通信部長官と協議しなければならない。

1. コンテンツに関する標準の制定・改正・廃止及び普及
2. コンテンツと関連された国内外標準の調査・研究・開発
3. その他コンテンツの標準化に必要な事業

②文化体育観光部長官は、第1項各号の事業を大統領令で定めるところに従い「文化産業振興基本法」第31条による韓国コンテンツ振興院若しくはコンテンツ関連機関または団体に委託することができる。

**第17条(国際協力及び海外進出支援)** ①政府は、コンテンツ産業の国際協力及び海外市場進出を促進するために次の各号の事業を推進することができる。

1. コンテンツの海外マーケティング及び広報活動支援
2. 外国人の投資誘致
3. 国際授賞式・見本市場・展示会・試演会参与及び国内誘致
4. コンテンツ輸出関連協力体系の構築
5. コンテンツの海外現地化支援
6. コンテンツの海外共同制作支援
7. 国内外技術協力及び人的交流
8. コンテンツ関連国際標準化
9. その他国際協力及び海外進出のために必要な事業

②政府は、第1項各号の事業を大統領令で定めるところに従い「文化産業振興基本法」第31条による韓国コンテンツ振興院若しくはコンテンツ関連機関または団体に委託することができる。

**第18条(国際協力及び海外進出支援)** ①政府は、コンテンツ産業の振興のために「租税特例制限法」、「地方税法」及びその他の関連税法で定めるところにより租税減免等必要な措置を行うことができる。

②政府は、コンテンツ産業の発展のために大統領が定めるところにより金融支援若しくはその他必要な支援を行うことができる。

**第19条(中小コンテンツ事業者に対する特別支援)** 政府は、コンテンツ産業の振興に必要な施策を設けるときには中小コンテンツ事業者の事業が円滑に遂行されることができるように行政的・財政的に特別な支援をしなければならない。

**第20条(協会の設立)** ①コンテンツ事業者は、コンテンツに関する営業の健全な発展とコンテンツ事業者の共同利益を図るために文化体育観光部長官の認可を受けて協会を設立することができる。

②第1項による協会は法人とする。

③第1項により設立された協会は、コンテンツ制作及び流通秩序が健全に維持されることができるよう努力しなければならない。

### 第3章の2 コンテンツ共済組合<新設 2012.2.17>

**第20条の2(コンテンツ共済組合の設立)** ①コンテンツ事業者は、相互協同と自律的な経済活動を図りコンテンツ産業の健全な発展のために文化体育観光部長官の認可を受けて各種資金貸与と保証等を行うコンテンツ共済組合(以下“共済組合”という)を設立することができる。

②共済組合は法人とする。

③共済組合の設立認可手続き、定款記載事項、運営及び監督等に**必要な事項**は、大統領令で定める。

④出資金総額の変更登記は「民法」第52条にかかわらず毎会計年度末現在を基準にして会計年度終了後3か月以内に投棄することができる。

⑤共済組合に関しこの法で規定したことを除いては「民法」中社団法人に関する規定を準用する。

**第20条の3(共済組合の事業)** ①共済組合は、次の各号の事業を行う。

1. コンテンツの開発及び付加価値向上と経営安定に必要な資金の貸与及び投資
2. コンテンツの開発及び付加価値向上と経営安定に必要な資金を金融機関から借り入れしようとする場合その債務に対する保証
3. コンテンツ事業による義務履行に必要な履行保証
4. コンテンツ事業の経営改善のための研究及び教育に関する事業
5. 組合員が共同利用する施設の設置、運営、サービス提供、その他経営支援のための事業
6. 国家、地方自治団体または定款で定める公共団体が委託する事業
7. 第1号から第6号までの事業の付帯事業として定款で定める事業
8. その他大統領令で定める事業

②共済組合は、その目的を達成するために必要な範囲で定款で定める収益事業をすることができる。

**第20条の4(基本財産の造成)** ①共済組合の基本財産は、共済事業を効率的に運営するために次の各号の財源で造成されるが、政府は予算の範囲で出捐または補助することができる。

1. 組合員の出資金・共済賦金・預託金または出捐金
2. その他大統領令で定める財源

②第1項の基本財産のうち出捐金は資本金と**会計処理する**。

**第20条の5(共済規定)** ①共済組合は、第20条の3による共済事業をしようとするときには、共済規定を定めなければならない。

②第1項の共済規定には共済事業の種類・対象・賦金・準備金及び積立金等と基本財産の造成及び運営等に**必要な事項**を定めなければならない。

③共済組合は、第2項により共済規定で定める事項のうち共済事業の種類・対象、その他大統領令で定める重要な事項に関しては文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときにも、また同じである。

**第20条の6(損失補填準備金の積立等)** ①共済組合は、共済事業による損失を補填するために共済利用者をして損失補填準備金(以下“準備金”という)を負担させてこれを別途の準備金勘定で積み立てて運営することができる。

②準備金の積立・運用に**必要な事項**は、大統領令で定める。

**第20条の7(共済組合の責任)** ①共済組合は、保証した事項に関し法令、契約書等が定めるところにより補償金を支給する事由が発生したときには、その保証金を保証債権者に支給しなければならない。

②第1項により保証債権者が共済組合に対し有する保証金に関する権利は、保証期間満了日から2年間行使しなければ時効の完成で消滅する。

**第20条の8(持ち分の譲渡等)** ①組合員または組合員であった者は、大統領令で定めるところによりその持ち分を他の組合員若しくは組合員になろうとする者に譲渡することができる。

②第1項により持ち分を譲受した者は、その持ち分に関する譲渡人の権利・義務を承継する。

③持ち分の譲渡及び質権設定は、「商法」で定める株式の譲渡及び質権設定の方法による。

④持ち分は、共済組合に対する債務の担保として提供する場合以外には担保の目的で使用することができない。

⑤民事執行手続き若しくは国税等の滞納処分手続きにより行う持ち分の仮差し押さえまたは差し押さえは「民事執行法」で定める指示債権の仮差し押さえまたは差し押さえの方法による。

**第20条の9(共済組合の持ち分取得等)** ①共済組合は、次の各号のいずれか一つに該当する事由があるときに限り組合員または組合員であった者の持ち分を取得することができる。但し、第1号または第3号に該当するときにはその持ち分を取得しなければならない。

1. 資本金を減少しようとするとき

2. 組合員に対し共済組合が権利者として担保権を実行するために必要なとき

3. 組合員または共済組合から除名され、または脱退した者が出資金の回収のために共済組合にその持ち分の取得を要求するとき

②第1項により共済組合が持ち分を取得したときには、遅滞なく次の各号の措置を履行しなければならない。

1. 第1項第1号の事由で取得したときには資本金の減少手続き

2. 第1項第2号及び第3号の事由で取得したときには他の組合員または組合員になろうとする者への処分

③第1項により共済組合が持ち分を取得するときの取得価額はその出資証券の額面価額を超過することができない。

**第20条の10(代理人の選任)** 共済組合は、役員または職員の中で該当共済組合の業務に関する裁判上または裁判以外の全ての行為を行うことができる代理人を選任することができる。

**第20条の11(賠償責任等)** ①共済組合の役員が法令または定款を違反し、またはその任務を怠って共済組合に損害を発生させたときには、その役員は共済組合に対し連帯して損害を賠償する責任を負う。

②共済組合の業務に従事する人がその業務処理において共済組合に損害を発生させたときには、故意または重大な過失がある場合に限りこれを賠償する責任を負う。但し、故意により損害を発生させた場合を除いてはその責任を軽減することができる。

**第 20 条の 12(利益金の処理)** ①共済組合は、毎事業年度の利益金を次の各号の順位に従って処理しなければならない。

1. 繰越損失金の補填
2. 準備金の積立

#### 第 4 章 コンテンツの流通合理化

**第 21 条(コンテンツ取引事実認証事業の推進)** ①政府は、オンラインで流通されるコンテンツ取引の透明性・公正性・効率性を確保し優秀コンテンツの流通を促進するためにコンテンツ取引事実に関する資料を保管し取引事実を確認・証明するコンテンツ取引事実の認証事業を実施することができる。

②科学技術情報通信部長官は、文化体育観光部長官と協議して法人として大統領令で定める技術人力・財政能力・施設・装備及びその必要な要件を備えた者の中でコンテンツ取引事実認証事業の遂行機関(以下“認証機関”という)を指定することができ、認証機関を指定したときにはこれを告示しなければならない。

③認証機関は、認証業務を開始する前に次の各号の内容を含む認証業務規定を作成して科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。この場合、科学技術情報通信部長官は文化体育観光部長官に申告内容を通報しなければならない。

1. 認証業務の種類
2. 認証業務の遂行方法及び手続き
3. 認証業務の利用条件及び利用料金
4. その他認証業務の遂行に**必要な**事項として科学技術情報通信部令で定める事項

④科学技術情報通信部長官は、文化体育観光部長官と協議して認証機関が次の各号のいずれか一つに該当するときにはその指定を取り消し、または6か月以内の期間を定めて業務の停止を命じることができる。但し、第1号に該当するときには指定を取り消さなければならない。

1. 嘘若しくはその他の不正な方法で認証機関の指定を受けた時
2. 正当な事由なしに1年以上継続して認証業務をしなかったとき
3. 第2項による指定要件に適合しなくなったとき
4. 第3項の認証業務規定に違反して認証業務を処理したとき

⑤政府は、コンテンツ取引事実認証事業を推進するために必要な場合、コンテンツ事業者若しくは認証機関等に予算の範囲で行政的・財政的支援をすることができる。

⑥認証機関は、コンテンツ取引事実認証事業を遂行するときには、コンテンツ事業者の取引情報と利用者の個人情報

を他の人に提供または漏洩し、または該当目的以外の用途に利用してはならない。



⑦第1項から第6項までで規定した事項以外にコンテンツ事実認証事業の推進に必要な事項は、大統領令で定める。

**第22条(コンテンツ提供サービスの品質認証)** ①政府は、コンテンツの流通を推進するために大統領令で定める運営基準によりコンテンツ事業者等が利用者がコンテンツを容易に購買・使用することができるように提供するサービス(以下“コンテンツ提供サービス”という)の品質を認証する事業をすることができる。

②科学技術情報通信部長官は、文化体育観光部長官と協議し、第1項の事業をより効率的に遂行するためにコンテンツ提供サービスの品質を認証してくれる機関(以下“コンテンツ提供サービス品質認証機関”という)を指定することができる。コンテンツ提供サービス品質認証機関の指定基準及び手続き等に**必要な事項**は、大統領令で定める。

③科学技術情報通信部長官は、文化体育観光部長官と協議し、コンテンツ提供サービスの品質認証機関が次の各号のいずれかに該当するときにはその指定を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。ただし、第1号に該当するときには、指定を取り消さなければならない。

1. 嘘若しくはその他の不正な方法でコンテンツ提供サービス品質認証機関の指定を受けたとき
2. 正当な事由なしに1年以上継続してコンテンツ提供サービス品質認証業務をしなかったとき
3. 第1項のコンテンツ提供サービス品質認証事業の運営基準に違反してコンテンツ提供サービス品質認証業務を処理したとき
4. 第2項による指定基準に適合しなくなったとき

④政府は、コンテンツ提供サービス品質認証機関に予算の範囲で事業推進に必要な行政的・財政的支援をすることができる。

⑤第1項から第43項までで規定した事項以外に品質認証の対象、基準及び品質認証事業の運営基準等、コンテンツ提供サービス品質認証事業の推進に必要な事項は、大統領令で定める。

**第23条(コンテンツ識別体系)** ①政府は、コンテンツの権利関係と流通・利用の先進化等のためにコンテンツ識別体系(以下“識別体系”という)に関する施策を樹立・施行しなければならない。

②文化体育観光部長官は、識別体系を確立・補給するために次の各号の事業を推進しなければならない。

1. 識別体系の研究開発
2. 識別体系の標準化
3. 識別体系の利用、補給及び拡散
4. 識別体系の登録、認証及び評価及び管理
5. 識別体系の国際標準化のための協力
6. その他識別体系を活用するために必要な事業

③文化体育観光部長官は、識別体系の確立・補給に関する事業を大統領令で定めるところにより「文化産業振興基本法」第31条による韓国コンテンツ振興院若しくはコンテンツ関連機関または団体に委託することができる。

**第24条(公正な流通環境造成等)** ①「電気通信事業法」第5条第2項による基幹通信事業をする事業者のうち大統領令で定める者(以下“情報通信網事業者”という)は、合理的な理由なしにコンテンツ事業者へ情報通信網事業者の仲介施設の提供を拒否してはならない。〈改正 2012.2.17〉

②情報通信網事業者、「電気通信事業法」第5条第4項による付加通信事業を事業者のうち大統領令で定める者及びその他コンテンツ商品の製作・販売・流通等に従事する者は、合理的な理由なしにコンテンツに関する知識財産権

の一般的な譲渡要求等その地位を利用して不公正な契約を強要し、または不当な利益を取得してはならない。〈改正 2011.5.19.、2012.2.17.〉

③科学技術情報通信部長官または文化体育観光部長官は、コンテンツ商品の製作・販売・流通等に従事する者が第 1 項または第 2 項に違反する行為をすると認めたときには、関係機関の長に必要な措置をすることを養成することができる。

④政府は、コンテンツ産業の公正な流通環境を造成するために次の各号の事業をすることができる。

1. コンテンツ産業流通環境の現況分析及び運営
2. コンテンツ産業関連事業者等が参与する協議体の構成及び運営
3. 第 25 条による標準契約書使用に関する実態調査
4. その他公正な流通環境を造成するために必要な事業

**第 25 条(標準契約書)** ①文化体育観光部長官は、コンテンツの合理的流通及び公正な取引のために公正取引委員会と放送通信委員会及び科学技術情報通信部との協議を経て標準契約書を設け、コンテンツ事業者にこれを使用するように勧告することができる。

②文化体育観光部長官は、第 1 項による標準契約書に関する業務を大統領令で定めるところにより「文化産業振興基本法」第 31 条による韓国コンテンツ振興院、コンテンツ関連機関または団体及び第 20 条による協会に委託することができる。

## 第 5 章 利用者の権益保護

**第 26 条(利用者保護施策等)** ①政府は、コンテンツの流通及び取引に関する利用者の基本権益を保護するために次の各号の事業を推進しなければならない。

1. 利用者に対するコンテンツ情報提供及び教育
2. 第 28 条による利用者保護指針の遵守に関する実態調査
3. コンテンツ事業者を対象とする利用者保護に関する教育
4. 利用者保護を目的とする機関または団体に対する支援
5. 利用者被害予防及び救済のための措置の準備及び施行
6. その他利用者の権益保護に必要な施策の樹立・施行

②政府は、経済的・地域的・身体的または社会的与件によりコンテンツに自由に接近し、またはコンテンツを利用しがたい者達が便利にコンテンツを利用することができるように必要な施策を樹立・施行しなければならない。

③政府は、第 1 項と第 2 項の業務を大統領令で定めるところにより「文化産業振興基本法」第 31 条による韓国コンテンツ振興院若しくはコンテンツ関連機関または団体に委託することができる。

**第 27 条(請約撤回等)** ①コンテンツ制作者は、「電子商取引等での消費者保護に関する法律」第 17 条第 2 項(同項各号以外の部分但し書きを除く)により請約撤回及び契約の解除が不可能なコンテンツの場合には、その事実をコンテンツまたはその包装に表示し、または試用商品を提供し、またはコンテンツの限時的または一部利用が可能ないように

する等の方法で請約撤回及び契約の解除に権利行使が防止されないように措置しなければならない。但し、その措置をしなかった場合には、利用者の請約撤回及び契約の解除は制限されない。

②第1項による請約撤回及び契約の解除に関しては「電子商取引等での消費者保護に関する法律」第17条、第18条、第31条、第32条、第40条、第41条及び第44条を準用する。この場合、“通信販売業者”は“コンテンツ事業者”と、“財貨等”は“コンテンツ”と、“消費者”は“利用者”と、“公正取引委員会”は“文化体育観光部長官”と見る。

**第28条(利用者保護指針の制定等)** ①政府は、コンテンツの健全な取引及び流通秩序確立と利用者保護のためにコンテンツ事業者が自律的に遵守することができる指針(以下“利用者保護指針”という)を関連分野の事業者、機関及び団体の意見を聞いて定めることができる。

②コンテンツ事業者は、コンテンツを取引するとき利用者を保護するために大統領令で定めるところにより過誤金の払い戻し、コンテンツ利用契約の解除・解約の権利、コンテンツ欠陥等で発生する利用者の被害に対する補償等の内容が含まれた約款を設けて利用者に知らせなければならない。

③コンテンツ事業者は、彼が使用する約款が利用者保護指針の内容よりも利用者に不利な場合、利用者保護指針と異なって定めた約款の内容を利用者がわかりやすく表示し、または告示しなければならない。

④政府は、コンテンツ取引に関する約款の見本を設けてコンテンツ事業者にその使用を勧告することができる。

⑤コンテンツ事業者が第2項または第3項に違反した場合に対する是正勧告、是正措置及び罰則に関しては、「電子商取引等での消費者保護に関する法律」第31条、第32条、第40条、第41条及び第44条を準用する。この場合、“公正取引委員会”は“文化体育観光部長官”と見る。

## 第6章 紛争調停

**第29条(紛争調停委員会の設置)** ①コンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、利用者間、利用者間のコンテンツ取引または利用に関する紛争を調停するためにコンテンツ紛争調停委員会(以下“調停委員会”という)を置く。但し、著作権と関連した紛争は「著作権法」により、放送通信と関連された紛争のうち「放送法」第35条の3による紛争調停の対象(同法第2条第27号による外注製作社が紛争の当事者である場合は除く)となり、または「電気通信事業法」第45条による裁定の対象となる紛争は、それぞれ該当法律の規定による。

②調停委員会は、委員長1名を含んだ10名以上30名以下の委員で構成する。

③調停委員会の委員は、次の各号のいずれか一つに該当する人のうち文化体育観光部長官が委嘱する人となる。

1. 「高等教育法」第2条による学校の法学またはコンテンツ関連分野の学科で助教授以上の職にあり、またはあった人
2. 判事・検事または弁護士の資格がある人
3. コンテンツ及びコンテンツ事業に対する学識と経験が豊富な人
4. 利用者保護機関または団体に所属された人
5. 4級以上公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)またはこれに相当する公共機関の職にあり、またはあった人としてコンテンツ育成業務または消費者保護業務に関する経験がある人

- ④調停委員会の委員長は、調停委員会委員の中から互選する。
- ⑤委員は非常任とし、公務員ではない委員の任期は3年とするが、1回に限り再任することができる。
- ⑥調停委員会の業務を支援するために「文化産業振興基本法」第31条による韓国コンテンツ振興院に事務局を置く。
- ⑦調停委員会は、コンテンツの種類による分科委員会を設置することができる。
- ⑧調停委員会の組織及び運営等に必要な事項は、文化体育観光部長令で定める。

**第30条(紛争の調停)** ①コンテンツ事業またはコンテンツ利用と関連した被害の救済と紛争の調停を受けようとする者は、調停委員会に紛争の調停を申請することができる。但し、他の法律により紛争調停を申請し、または紛争調停が完了された場合は除く。

②調停委員会は、第1項による紛争調停申請を受けた日から60日以内に調停案を作成して紛争当事者に勧告しなければならない。但し、やむを得ない事情でその期限を延長しようとする場合には、その事由と期限を明示して紛争当事者に通報しなければならない。

③第1項による紛争調停の申請は時効中断の効力がある。ただし、その申請が取り下げられたり、第34条により調停が拒否または中止されたときには、この限りでない。

④第3項の本文により中断された時効は、次の各号のいずれかに該当するときから新たに進行する。

1. 紛争調停が成立し、調停書を作成した時
2. 紛争調停が成立されず、調停手続が終了されたとき

⑤第3項ただし書の場合に、6ヶ月以内に裁判上の請求、破産手続参加、差押えまたは仮差押え、仮処分をしたときには時効は最初の紛争調停の申請に中断されたものとみなす。

⑥その他にコンテンツ関連紛争の調停方法、調停手続、調停業務の処理等に必要な事項は、調停委員会が定める。

**第31条(委員の除斥・忌避及び回避)** ①調停委員会の委員は、次の各号のいずれか一つに該当する事項に対する調停から除斥される。

1. 委員、委員の配偶者または委員の配偶者であった人が申請した事項
2. 委員、委員の配偶者または委員の配偶者であった人と共同権利者または共同義務者の関係にある人が申請した事項
3. 委員と親族または親族であった人が申請した事項

②当事者は、委員が不公正な調停をするおそれがあると認めるほどの相当な理由があれば、その事実を書面で疎明して忌避申請をすることができる。

③第2項の忌避申請がある場合には、調停委員会の議決で忌避可否を決定しなければならない。この場合、忌避申請の対象となった委員はその議決に参加できない。

④委員は、第1項各号のいずれか一つに該当する事由または第2項により忌避申請をすることができる事由に該当する場合には、自らその事項の調停を回避することができる。

**第32条(資料の要請等)** ①調停委員会は、紛争調停に必要な資料を提供することを紛争当事者、コンテンツ事業者または参考人(以下“紛争当事者等”という)に要請することができる。この場合、該当紛争当事者等は正当な事由がなければこれに応じなければならない。

②調停委員会は、必要であると認める場合には、紛争当事者等をして調停委員会に出席させてその意見を聞くことができる。

**第 33 条(調停の効力)** ①調停委員会は、調停案を作成したときには遅滞なく各当事者に提示しなければならない。

②第 1 項により調停案が提示された当事者は、その提示を受けた日から 5 日以内にその受諾可否を調停委員会に通報しなければならない。

③当事者が第 2 項により調停案を受諾したときには、調停委員会は当事者間に合意された事項を記載した調停書を作成しなければならない。

④第 3 項により当事者が調停案を受諾し調停委員会が調停書を作成して当事者に通報したときには、その紛争調停の内容は裁判上和解と同一な効力を有する。

**第 34 条(調停の拒否及び中止)** ①調停委員会は、紛争の性質上、調停委員会で調停するのが適合しないと認め、または不正な目的で申請されたと認められる大統領令で定める事由がある場合には、該当調停を拒否することができる。この場合、調停拒否の事由等を申請人に通報しなければならない。

②調停委員会は、申請された調停事件に対する処理手続きの進行中に一方の当事者が訴えを提起した場合には、その調停を中止しその事実を両側当事者に通報しなければならない。

**第 35 条(調停費用等)** ①調停委員会は、紛争の調停を申請した者に大統領令で定めるところにより調停費用を負担させることができる。但し、調停が成立された場合には、その結果によって紛争当事者に調停費用を分担させることができる。

②文化体育観光部長官は、予算の範囲で調停委員会の運営に必要な経費を補助することができる。

**第 36 条(秘密の維持)** 調停委員会の紛争調停業務に従事する者または従事していた者は、その職務上知った秘密を他人に漏洩し、または職務上目的以外の目的で使用してはならない。但し、他の法律に特別な規定がある場合には、この限りでない。

## 第 7 章 補則

**第 37 条(禁止行為等)** ①誰でも正当な権限なしにコンテンツ制作者が相当な努力で制作して大統領令で定める方法によりコンテンツまたはその包装に制作年月日、制作者名及びこの法により保護を受けるという事実を表示したコンテンツの全部または相当な部分を複製・配布・放送または伝送することによりコンテンツ制作者の営業に関する利益を侵害してはならない。但し、コンテンツを最初に制作した日から 5 年が過ぎた時には、この限りでない。

②誰でも正当な権限なしにコンテンツ制作者若しくは彼から許諾を受けた者が第 1 項本文の侵害行為を効果的に防止するためにコンテンツに適用した技術的保護措置を回避・除去または変更(以下“無力化”という)することを主な目的とする技術・サービス・装置またはその主要部品を提供・輸入・製造・譲渡・貸与または伝送し、またはこれを譲渡・貸与するために展示する行為をしてはならない。但し、技術的保護措置の研究・開発のために技術的保護措置を無

力化する装置または部品を製造する場合には、この限りでない。

③コンテンツ制作者が第 1 項の表示事項を虚偽で表示し、または変更して複製・配布・放送または伝送した場合には、最初から表示がなかったものと見る。

**第 38 条(損害賠償請求等)** ①第 37 条第 1 項本文及び同条第 2 項本文に違反する行為により自身の営業に関する利益が侵害され、または侵害されるおそれがある者は、その違反行為の中止または予防及びその違反行為による損害の賠償を請求することができる。但し、第 37 条第 1 項本文に違反する行為に対しコンテンツ制作者が同項の表示事項をコンテンツに表示しなかった場合には、この限りでない。

②法院は、損害の発生は認められるが損害額を算定するのが困難な場合には、弁論の趣旨及び証拠調査結果を考慮して相当した損害額を認めることができる。

**第 39 条(罰則適用時の公務員の擬制)** 調停委員会の委員と第 29 条第 6 項による事務局の役職員及びこの法により委託を受けた事務に従事する機関の役職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定による罰則を適用するときには公務員と見る。

## 第 8 章 罰則

**第 40 条(罰則)** ①次の各号のいずれか一つに該当する者は、2 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 37 条第 1 項本文に違反してコンテンツ制作者の営業に関する利益を侵害した者
2. 第 37 条第 2 項本文に違反して正当な権限なしに技術的保護措置の無力化を目的とする技術・サービス・装置またはその主要部品を提供・輸入・製造・譲渡・貸与または伝送し、またはこれを譲渡・貸与するために展示する行為をした者

②第 1 項の罪は、告訴があつてこそ公訴を提起することができる。

**第 41 条(罰則)** 第 36 条に違反して職務上知った秘密を他人に漏洩し、または職務上目的以外の目的でその秘密を使用した者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

**第 42 条(両罰規定)** 法人の代表者若しくは法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関し第 40 条の違反行為をすると、その行為者を罰する以外にその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関し相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

付 則<第 10369 号, 2010.6.10>

第1条(施行日) この法は、公布後6か月が経過した日から施行する。但し、付則第2条第3項は2011年1月1日から施行する。

第2条(他の法律の改正) ①文化産業振興基本法一部を次の通り改正する。

第2条第3号・第5号及び第7号のうち“符号・文字・音声・音響及び映像等”をそれぞれ“符号・文字・図形・色彩・音声・音響・イメージ及び映像等(これらの複合体を含む)”にする。

第13条を削除する。

第18条を削除する。

②音楽産業振興に関する法律一部を次の通り改正する。

第2条第12号のうち“音盤等に付与した識別番号・記号”を“「コンテンツ産業振興法」第23条により文化体育観光部長官が音盤等に付与した識別番号・記号”にする。

③法律第10220号地方税特例制限法一部を次の通り改正する。

付則第4条第25項のうち“オンラインデジタルコンテンツ産業発展法”を“コンテンツ産業振興法”に、“第14条第1項”を“第18条第1項”にする。

第3条(他の法令との関係) この法施行当時、他の法令で従前の「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法」またはその規定を引用している場合、この法の中でそれに該当する規定があれば、従前の規定に替えてこの法またはこの法の該当条項を引用したものと見る。

#### 付 則<第10629号, 2011.5.19>

第1条(施行日) この法は、公布後2か月が経過した日から施行する。〈但し書き省略〉

第2条(他の法律の改正) ①から<20>まで省略

<21>コンテンツ産業振興法一部を次の通り改正する。

第3条第1号のうち“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第10条の題目“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にし、同条第1項及び第3項のうち“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

<22>省略

#### 付 則<第11318号, 2012.2.17.>

この法は、公布後6か月が経過した日から施行する。

#### 付 則<第11690号, 2013.3.23.>

第1条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

②省略

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法律の改正) ①から<263>まで省略

<264>コンテンツ産業振興法一部を次の通り改正する。

第7条第3項第1号のうち“教育科学技術部長官”を“未来創造科学部長官・教育部長官”に、“行政安全部長官”を“安全行政部長官”に、“知識経済部長官”を“産業通商資源部長官”に、“国土海洋部長官”を“国土交通部長官”に

する。

第 16 条第 1 項各号以外の部分に後段を次の通り新設する。

この場合、コンテンツのデジタル化と関連された事項は未来創造科学部長官と協議しなければならない。

第 17 条第 2 項のうち“文化体育観光部長官は”を“政府は”にする。

第 21 条第 1 項のうち“文化体育観光部長官は”を“政府は”にし、同条第 2 項のうち“文化体育観光部長官は”を“未来創造科学部長官は文化体育観光部長官と協議して”にし、同条第 3 項各号以外の部分のうち“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官”にし、同項各号以外の部分に後段を次の通り新設し、同項第 4 号のうち“文化体育観光部令”を“未来創造科学部令”にする。

この場合、未来創造科学部長官は文化体育観光部長官に申告内容を通報しなければならない。

第 21 条第 4 項各号以外の部分本文のうち“文化体育観光部長官は”を“未来創造科学部長官は文化体育観光部長官と協議して”にし、同条第 5 項のうち“文化体育観光部長官は”を“政府は”にする。

第 22 条第 1 項のうち“文化体育観光部長官は”を“政府は”にし、同条第 2 項前段及び同条第 3 項各号以外の部分本文中“文化体育観光部長官は”をそれぞれ“未来創造科学部長官は文化体育観光部長官と協議して”にし、同条第 4 項のうち“文化体育観光部長官は”を“政府は”にする。

第 24 条第 3 項のうち“文化体育観光部長官”を“未来創造科学部長官または文化体育観光部長官”にし、同条第 4 項各号以外の部分のうち“文化体育観光部長官は”を“政府は”にする。

第 25 条第 1 項のうち“公正取引委員会及び放送通信委員会”を“公正取引委員会と放送通信委員会及び未来創造科学部”にする。

第 26 条第 1 項各号以外の部分及び同条第 2 項・第 3 項のうち“文化体育観光部長官は”をそれぞれ“政府は”にする。

第 28 条第 1 項及び第 4 項のうち“文化体育観光部長官は”をそれぞれ“政府は”にする。

<265>から<710>まで省略

第 7 条 省略

#### 付 則<第 12591 号, 2014.5.20.>

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条(他の法律の改正) ①から⑨まで省略

⑩コンテンツ産業振興法一部を次の通り改正する。

第 20 条の 8 第 3 項のうち“記名株式”を“株式”にする。

#### 付 則<第 12844 号, 2014.11.19.>

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、付則第 6 条により改正される法律のうちこの法施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、それぞれ該当法律の施行日から施行する。

第 6 条(他の法律の改正) ①から<171>まで省略

<172>コンテンツ産業振興法一部を次の通り改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号のうち“未来創造科学部長官・教育部長官・国防部長官・安全行政部長官”を“教育部長官・未来創造科学部長官・国防部長官・行政自治部長官”にする。



<173>から<258>まで省略

第7条 省略

付 則<第 13821 号, 2016.1.27>

第1条(施行日) この法は、公布後6か月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法律の改正) コンテンツ産業振興法の一部を次の通り改正する。

第29条第1項ただし書中“「放送法」第35条の3による紛争調整の対象”を“「放送法」第35条の3による紛争調整の対象(同法第2条第27号による外注製作社が紛争の当事者である場合は除く)”とする。

付 則<第 14637 号, 2017.3.21>

この法は、公布後3か月が経過した日から施行する。

付 則<第 14839 号, 2017.7.26>

第1条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。ただし、付則第5条により改正された法律のうち、この法施行前に公布されたか、施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法律の改正) ①から<131>まで省略

<132>コンテンツ産業振興法の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号のうち“未来創造科学部長官・国防部長官・行政自治部長官”を“科学技術情報通信部長官・国防部長官・行政安全部長官”とする。

第16条第1項各号外の部分後段、第21条第2項、同条第3項各号外の部分前段及び後段、同条第4項各号外の部分本文、第22条第2項前段、同条第3項各号外の部分本文、第24条第3項及び第25条第1項のうち“未来創造科学部長官”を各々“科学技術情報通信部長官”とする。

第21条第3項第4号のうち“未来創造科学部令”を“科学技術情報通信部令”とする。

<133>から<382>まで省略

第6条 省略

付 則<第 15380 号, 2018.2.21>

この法は、公布後6か月が経過した日から施行する。

付 則<第 15641 号, 2018.6.12>

この法は、公布した日から施行する。

付 則<第 15826 号, 2018.10.16>

第1条(施行日) この法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(時効中断の効力に関する適用例) 第30条第3項から第5項までの改正規定は、この法施行後最初に申請された紛争調停から適用する。